

標 題：

GMDSS 完全適用船に要求される
無線通信担当者の資格及び人数等について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 1 1 8

Date: 平成 5 年 6 月 2 3 日

関係船主、造船所、各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、既に御承知の通り GMDSS（世界的な海上遭難・安全制度）に関する1974年海上人命安全条約(1974 SOLAS)の1988年改正（88年改正）は、1992年2月1日に発効しました。

同改正の発効に伴い、GMDSS に関する全ての要件を適用して無線設備を装備した船舶の無線通信担当者は、従来の無線設備に対するものと異なった資格が要求されます。

この無線通信担当者として、同改正第IV章第16規則では、国際電気通信条約付属無線通信規則に定める適当な資格証明書を有するものと規定されています。このため各国政府はこの無線通信規則に定められた資格及び人数を基に、それぞれ必要な資格及び人数を決めています。

GMDSS での無線通信担当者についての無線通信規則の概要と、現在判明している各国の取扱いについて添付のとおりお知らせ致します。

なお、ご不明の点については、弊会機装部通信設備担当者までお問い合わせ下さい。

以 上

添付：GMDSS 完全適用船に要求される無線通信担当者の資格及び人数等

1. 無線通信担当者の資格について

GMDSS に関する全ての要件を適用して無線設備を装備した船舶の無線通信担当者は、88年改正第IV章第16規則で、国際電気通信条約付属の無線通信規則（以下 RR ）に定める適当な資格証明書を有し、かつ遭難及び安全のための無線通信に主たる責任を有する者として規定されています。

1987年に開催された世界無線通信主管庁会議（以下 WARC ）において、RRIV章55条（以下RR55条）に GMDSSを適用した無線設備を運用または運用及び保守を行う無線通信担当者の資格が定められ、RRIV章56条（以下RR56条）に本船の就航海域に応じ、必要な資格の種類が定められました。

ひきつづいて1992年に開催された WARC において、88年改正との整合を計るため、RR56条に規定されている就航海域に応じた必要な資格の種類について改正が行われ、採択されました。

この改正の結果、本船が無線設備の保守の方法として「船上保守」以外を選択し、

A1海域を専ら航海する場合にあっては、

1st REC*, 2nd REC*, GOC* 又は ROC* のうちいずれか一つの資格所持者が1名

A1海域以外も航海する場合にあっては、

1st REC, * 2nd REC *又は GOC* のうちいずれか一つの資格所持者が1名

が乗り組むことが必要になりました。

この改正56条の発効は1993年10月12日ですが、既に88改正が発効していることもあって、改正56条の発効前であっても、暫定的措置として本改正が適用できる旨の決議が同時に採択されています。

* : 1987年開催の WARC で採択されたRR55条で規定される GMDSSの関連設備の運用と保守及び運用のみを行う無線通信担当者の資格は次の通りです。

〔運用と保守〕を行う場合

1st Class Radio Electronic Certificate : 1st REC (第1級無線電子証明書)

2nd Class Radio Electronic Certificate : 2nd REC (第2級無線電子証明書)

〔運用のみ〕を行う場合

General Operator's Certificate : GOC (総合通信士証明書)

Restricted Operator's Certificate : ROC (限定通信士証明書)

2. 各国籍別無線通信担当者の所要資格及び人数

(1) 本船の無線設備の「保守要件」に「船上保守」が含まれない場合

海域 船籍国	A1	A1 + A2	A1 + A2 + A3	A1 + A2 + A3 + A4
バハマ	ROC 所持者 1 名	GOC 所持者 1 名		
キプロス	注 1	GOC 所持の航海士 2 名		
香港	注 1	香港 レジレーション・オーソリティ (HKTA) 発行の GOC 所持者 1 名、 又は、出生国発行の GOC 所持者で (HKTA) の「運用許可」を 取得した者 1 名		
クウェート	注 1	1st/2nd REC 所持者 1 名		
リベリア 注 2	注 1	GOC 所持の航海士 2 名、又は 1st/2nd REC 所持者 1 名		
パナマ 注 3	注 1	GMDSS 運用資格証明書を所持する当直航海士 3 名、又は GMDSS 運用資格証明書を所持する専任の無線通信士 1 名		
フィリピン 注 4	注 1	GOC 所持の航海士 2 名、又は 1st class radiotelegraph operator's certificate と GOC を所持する専任通信士 1 名		
シンガポール	ROC 所持者 1 名	GOC 所持者 1 名	GOC 所持者 2 名、又は 専任の GOC 所持者 1 名	
タイ	注 1	GOC 所持者 1 名		
バヌアツ	注 1	GOC 所持者 1 名		

注1 A1海域のみ専ら航海する船舶についての指示はないが、必要に応じてNK本部にお問い合わせ下さい。

注2 1) GMDSS 対応の無線資格について

RR55条の規定に基づく資格が要求されます。

尚、従来の無線電信通信士証明書は REC、無線電話通信士証明書は GOC にそれぞれ相当するものとして認められますが、GMDSS 適用船での無線業務を行うには、それらをRR55条の規定に基づく無線資格証明書に書き換えてもらう必要があります。

2) リベリア政府発行の資格証明書の取得方法について

①. 1st/2nd REC, GOC, ROC は、いずれも申請までの業務履歴は不要です。

②. それぞれの資格に応じ、筆記試験を受験するか、GMDSS に対応する資格証明書と同等級と見なされる出生国発行の資格証明書の提出が必要です。

同等級と見なされる資格証明書が提出された場合には、無試験で GMDSS 対応の資格証明書が発行されます。

③. リベリア政府がRR55条に規定された各資格と同等級と見なす資格証明書について

(a). ROC : Restricted Operator's Certificate に対して

出生国又はリベリア政府発行の Radiotelephone Operator's Certificate (無線電話通信士証明書) 又は、Radiotelephone Operator's Restricted Certificate (無線電話通信士限定証明書)

(b). GOC : General Operator's Certificate に対して

出生国又はリベリア政府発行の Radiotelephone Operator's General Certificate (無線電話通信士一般証明書)

(c). 2nd REC : 2nd Class Radio Electronic Certificate に対して

出生国又はリベリア政府発行の 2nd Class Radiotelegraph Operator's Certificate (第2級無線電信通信士証明書)

(d). 1st REC : 1st Class Radio Electronic Certificate に対して

出生国又はリベリア政府発行の 1st Class Radiotelegraph Operator's Certificate (第1級無線電信通信士証明書) 又は、Radiotelegraph Operator's General Certificate (無線電信通信士一般証明書)

注3 パナマ政府発行の GMDSS無線設備の運用のための資格について

GMDSS 無線設備の運用の為の資格証明書については、申請者の出生国発行の GOC に対して、“Radiotelephone Operator’s Certificate” の Limitation 欄に(GMDSS) と記入された資格証明書が発行されます。又、GMDSS に関する研修／講習（国、又は、その機関、あるいはメーカーが実施）の内容が、STCW 条約及び IMO総会決議 A.703 (17)(GMDSSの無線通信担当者の訓練)と較べて十分と認められるものには、その終了証明書に対しても前記の運用資格証明書が発行されます。

注4 フィリピン政府発行の GOC 資格取得条件として、GMDSS に関する研修終了、又は出席証明書が必要です。この終了証明書／出席証明書自体は資格証明書ではないので、ご注意ください。

(2) 本船の無線設備の「保守要件」に「船上保守」が含まれる場合

無線通信担当者には、機器の保守の能力も要求されるので、無線通信規則の規定する資格証明書の内、1st 又は 2nd REC がこの条件を満たした資格証明書です。

保守要件として、船上保守が選択されることが極めて少ないこともあり、下記の国を除いて所要の資格及び人数は明らかにされておりません。

必要に応じて弊会機装部通信設備担当者までお問い合わせ下さい。

1) リベリア

1st 又は 2nd REC 所持者 1 名

2) パナマ

従来の 1st 又は 2nd class radio officer’s certificate 及び GMDSS運用資格証明書を所持する専任の無線通信士 1 名

もし、その無線通信士が GMDSS運用資格証明書を所持していない場合には、当直航海士 3 名が GMDSS運用資格証明書を所持することが必要となります。